



## 答え合わせ・解説

問1	答え 4 28条	日本国憲法第28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と明記しています。これにより、労働組合による正当な活動は法的に保護されます。
問2	答え 4 直接請求権	一定数の署名を集めることで、条例の制定・改廃の請求、事務監査の請求、議会の解散請求、長の解職請求などを行うことができます。これは、代表者だけに政治を任せず、住民自身の意思で直接的に市政を動かすための強力な手段です。
問3	答え 1 争議権	労働三権の一つである団体行動権（争議権）は、本来は労働者の正当な権利です。しかし、公務員のうち公共性の高い職務に就く者については、国民の生命や安全を守るために、法律で争議権の行使が制限されています。
問4	答え 4 国家賠償請求権	憲法第17条に規定されており、公務員が職務を行う際に、故意や過失によって他人の権利を侵害した場合、国や地方公共団体は損害を賠償する責任を負います。被害を受けた国民の権利を回復するための重要な請求権の一つです。
問5	答え 4 公的扶助	公的扶助は、生活保護制度などが代表例です。自力で生活することが困難な国民に対し、国や自治体が税金を財源として金銭やサービスを提供します。個人の尊厳を守り、格差による影響を抑えるための社会保障の要となる仕組みです。
問6	答え 2 経済活動の自由	住居・移転の自由、職業選択の自由、財産権の不可侵が主な内容です。しかし、これらは無制限ではありません。例えば、環境保全や公衆衛生のために営業が制限されることや、土地収用などの公共の福祉に基づく制限が行われることがあります。個人の利益と公共の利益の調和が重視されます。
問7	答え 4 教育を受ける権利	憲法第26条に規定されており、義務教育は無償とされています。すべての国民が、経済的な理由などで差別されず、その能力に合わせて教育を受ける権利を持っています。国は公立学校の整備や奨学金制度などを通じて、この権利を実現する義務を負っています。
問8	答え 2 労働三権	団結権（労働組合を作る）、団体交渉権（雇用主と賃金などを交渉する）、団体行動権（ストライキなどの争議を行う）の3つです。憲法第28条により保障されており、労働者の生活と権利を守るために極めて重要な手段となっています。
問9	答え 3 身体の自由	身体の自由には、適正手続きの保障（罪刑法定主義）、令状主義、黙秘権、弁護人依頼権などが含まれます。警察などの捜査機関が人を逮捕する場合、裁判官の発する令状が必要です。また、強制的な拷問の禁止や、疑わしきは罰せずの原則などもこの権利に含まれます。
問10	答え 1 教育基本法	日本国憲法の教育を受ける権利を具体化するため、教育の目的、機会均等の原則、無償教育などの基本方針を定めています。教育のあり方を示す最も重要な法律であり、日本の学校教育の根幹を成しています。
問11	答え 1 国民審査	衆議院議員総選挙の際、あわせて行われる制度です。辞めさせるべきだと思う裁判官には×印をつけます。過半数の票に達した場合は罷免されます。これは、司法の独立を守りつつも、民主主義社会において司法が国民の信託に基づいていることを確認するための重要なプロセスです。
問12	答え 4 刑事補償請求権	裁判の結果、無罪判決が確定した人は、逮捕や勾留によって受けた身体的苦痛や経済的損失に対し、国に対して金銭的な補償を求めることができます。これは、無実の罪を疑われた人の名誉回復と生活再建を支援するための大切な制度です。
問13	答え 3 労働三権	労働三権は、労働組合を作る「団結権」、使用者と話し合う「団体交渉権」、ストライキを行う「団体行動権」の3つです。日本国憲法第28条により保障されており、労働者の地位向上に大きく寄与しています。
問14	答え 1 労働基準法	労働基準法は、賃金、労働時間、休憩、休日などの労働条件について、人たるに値する生活を保障するために最低の基準を定めた法律です。この法律を守ることは義務であり、違反した場合は罰則が科されます。
問15	答え 2 労働基本権	ワイマール憲法は、資本主義の自由競争を認める一方で、弱い立場にある労働者を守るため、労働三権を含む「労働基本権」を憲法で保障しました。これにより、国家は単なる見守り役から、労働者の生活保護にも責任を持つ存在へと変わりました。
問16	答え 1 公共の福祉	公共の福祉とは、社会全体が円滑に機能し、一人ひとりの人権が等しく尊重されるための調整原理です。憲法で人権が保障されているからといって、無制限に主張して良いわけではなく、常に社会全体との調和が求められます。